

高本一臣議会だより

【せいせいじんわ】

秋号

Vol.1 2011年11月

政清人和：「政（まつりごと）清ければ人
おのずから和す」出身地でもある旧清和
村の村名は、この2文字を得てつけられ
ました。私の政治信条です。

K a z u o m i T a k a m o t o



みなさま、こんにちは
この度の熊本市議会議員選挙にて
初当選させていただきました。

高本一臣
です。

たかもと かずおみ



日頃より、皆様方からのご
支援に深く感謝申し上げます。

さて、初めて経験する議員
活動も半年が過ぎました。地
域のことは地域に住む住民が
責任を持って決める事ができ
る、活気に満ちた地域社会を
つくっていくことを目指す
「地域主権改革」が進んで行く
中、二元代表制での地方議員
の役割は重要であり、その責
任の重さを痛感しています。

熊本市はご承知のとおり、
10月の閣議決定で正式に
2012年の4月から全国で

20番目の政令都市になること
が決まりました。

そのような中、議員として
携われる喜びと感謝の気持ち
を忘れず、本市に貢献でき、
期待に応えられるよう、これ
からも「いばらない」「人の話
をよく聞く」「私利私欲に、は
しらない」このことを肝に銘
じながら日々、活動して参り
ます。

まだまだ未熟者の私ですの
で、皆様のご指導を賜ります
よう、お願い申し上げます。

議会報告書

9月の定例議会が5日から
29日まで開かれました。予算・
決算・条例・市道の認定など今
回は、計60議案を可決しまし
た。その中で、今年度補正予算
案に計上された植木町の今藤
地区工業団地の整備関連費
7200万円を減額・削除する
修正案を可決しました。

また、上下水道管理システム
の開発遅延問題については、

新システムの開発事業の見通し
が立つまで、関連予算執行を凍
結する付帯決議をつけました。

この2つの件に関しては、議
会は執行部の監視役として市
民の血税が使われる以上、指摘
しないわけにはいけない事だ
した。ただ、議会は執行部の問
題を指摘するだけでなく、その
先の解決策を探っていかなけ
ればならないと感じました。

委員会視察

私の所属する委員会は、常任
委員会が都市整備委員会（都市
建設局、交通局の所管に属する
事項について審査する委員会）
特別委員会が財政運営のあり
方に関する特別委員会（大都
市にふさわしい財政運営の健
全化と財政基盤の強化を図る
ため諸問題の調査を行う委員
会）です。

必要に応じて委員会が開か
れます。7月には、都市整備委
員会の視察で大阪・堺市、名古
屋市、京都市に行き、区バスの
状況や政令市における、まちづ
くりの在り方などを学びまし
た。

行政と民間が一体となって、
住民が暮らしやすいまちづく
りに努力している点など、政令
市を迎える本市への参考にな
る貴重な視察でした。



政令市



政令市って何？私たちの暮らしはどう変わるの？税金等が増えるの？など住民の方からよく質問されます。そこで今回は、いまいちど身近な事柄を中心に「政令市Q&A」を紹介します。

Q 政令市になると業務も増加し財政的な影響もあると思われるが、住民への財政負担が及ぶのか？

A 住民の皆様への負担転嫁は全く考えていません。

Q 市民税が区民税へと名称が変わるのか？

A 名称の変更はありません。

Q 地域の商店などは、どこに相談に行けばいいのか？

A 商工関係は区役所の業務とはせず、市役所本庁の商工振興課が窓口となります。

Q 区割りについては、いつ頃正式な区域の住所が市民にわかるのか？

A 条例として12月議会に提案し、可決されましたら正式に区の設置が決まりますのでその後、住民の皆様にお知らせします。

Q 中学校の校区の変更はありますか？

A 変更はありません。

Q 中央区役所は、現在の本庁舎の何階になるのか？

A 市役所本庁舎の1階から3階が中央区役所となり、4階以上が市役所本庁となります。

Q 市民センターでの取扱業務は変わりますか？

A 名称が出張所、または総合出張所に変更されますが、取扱業務については変わりません。

Q 様々な手続きは、どの区役所へ行ってもいいの？

A お住まいの区役所に限らず、一部事務(初回の生活保護受給等)を除き、どの区役所でも手続きができます。

Q 保健福祉センターの機能はどうなりますか？

A 保健福祉センター機能は基本的に各区役所へ移ります。但し、1歳半健診・3歳健診については、北・西・南保険福祉センターでも、引き続き実施する予定です。

Q 公園に関する相談窓口や街路灯の申請はどこになるの？

A 各区役所と土木センターになります。(公園の維持管理等の業務は土木センターで実施します)

政令市について詳しくお知りになりたい方は、こちらまでお問い合わせください。 熊本市政令指定都市推進室 Tel.096-328-2031

後援会
ご加入の
お願い

主に、後援会活動や議会だより発行の経費等に使用させて頂きます。勿論「議会だより」はもとより、その都度いろいろなお案内をさせて頂きます。各年毎の更新となりますが、ご協力頂けます方は高本一臣 後援会事務所までご一報下さい。

後援会【年会費】 一口 2,000円

後援会のお申込み先

高本一臣 後援会事務所

Tel 096-227-6296

〒862-0976 熊本市九品寺5-2-47
Fax 096-227-6297

高本一臣議会だより

政清人和
SEISEIJINWA

【せいせいじんわ】
Vol.1
2011年11月
(秋号)

高本一臣 後援会事務所

Tel 096-227-6296

〒862-0976 熊本市九品寺5-2-47 Fax 096-227-6297
(Eメール) wakideruchikara@gmail.com (ホームページ) http://takamoto-k.com